

基幹系無線システム作業班 報告書（案）等に対するコメント及びコメントに対する対応

No.	提出されたコメント	対応
1	■作業班報告書（案）P28 表2-4、P29 表2-6 6GHz帯、6.5GHz/7.5GHz帯の受信感度について、若干の誤差がありますので修正をお願いしたい。	作業班報告書（案）P28 表2-4、P29 表2-6の受信感度を修正。併せて同じ記載があるP44 表3-5、P45 表3-6についても修正。
2	■作業班報告書（案）P30 表2-8 64QAMの規定について他の変調方式と統一することを検討いただきたい。	作業班報告書（案）P30 表2-8 現行のEIRP規定を超えない範囲で値を統一することは問題ないと判断。11/15/18GHz帯と同様に変調方式に依存しない規定に統一する。
3	■作業班報告書（案） P31 (6)送信信号特性・受信フィルタチェーン特性 文末に「実力値等を用いた共用検討及び実機による検証」と記載されているが、実力値等を用いた共用検討に実機検証も包含されているように思える実機検証の記載は必要なのか。	フィルタ条件のデータが揃っていれば机上検討は実施可能であるが、無い場合には実機測定から行う必要がある。「実機検証を含む共用検討の実施が想定される」という記載内容に修正。
4	■作業班報告書（案）P32 表2-9 等号を等しい（ $\theta =$ ）から以下（ $92.5 \leq \theta$ ）に修正をお願いしたい。 また補間方法を追記していただきたい	作業班報告書（案）P32 表2-9 ご指摘のとおり修正。
5	■参考資料P3 エ(ウ)受信装置 B 表から等価雑音帯域幅の記載がなくなったため、以下のとおり修正すべきではないか。 「受信感度については、表3の条件を満足するものであること。」	ご指摘のとおり修正。
6	■参考資料P3 表3 2列目及び3列目に行を区切る線がないため線を追加してほしい。	参考資料P3の表3を修正。
7	■参考資料P5 エ(ケ)送信空中線の等価等方輻射電力 A 現行の審査基準に記載されている「1キャリアあたり」の文言が抜けているのではないか。	ご指摘のとおり修正。
8	■参考資料P7～P8 シナリオパターンについて シナリオ1～4の違いについて補足説明の追記をお願いしたい。	参考資料P7および作業報告書（案）P37にそれぞれ補足の説明を追記。

9	■参考資料P25-26 表 1 適用伝送方式 占有周波数帯幅帯幅の許容値が36.5MHzについては電気通信業務用固定局に限ると条件付記されているが、この具体的な条件の判定対象の考え方を確認させていただきたい。 例えば、総務省の周波数割当計画の無線局の目的の記述がある周波数が対象ということか？	無線設備規則第6条に「電気通信業務用固定局に限る」と規定されている。
10	■参考資料P27-28 表 3 等価雑音帯域幅及び受信感度、P57-62 雑音配分 占有周波数帯幅帯幅の許容値36.5MHzについては、現行の審査基準においても「電力系統保護用信号を含む場合」に関して規定されていないことから、$BER=1 \times 10^{-7}$の雑音配分は不要ではないか。	ご指摘のとおり修正。
11	■参考資料P28 表 3 等価雑音帯域幅及び受信感度（作業班報告書案P29 表2-6に関連） 占有周波数帯幅帯幅の許容値36.5MHzにおける受信感度$<BER=1 \times 10^{-7}>$の場合の規定が、第2回作業班で提示された資料から今回抜けているが、記載がなくなったのはなぜか。記載削除の理由次第だが、数値を設定する必要があるのではないか。	上記10の指摘により削除したもの。現行の審査基準においても、占有周波数帯幅帯幅の許容値36.5MHzについて電力系統保護用信号を含む場合を規定していないため、当該箇所は削除。
12	■参考資料P33 簡易判定法 「XPICo：装置のXPICによる改善量で18dBとする。」 高次多値変調は所要CNRが高く、XPDに対するCNRも高くなる傾向です。現行審査基準は「空中線XPD=38dB、XPIC改善量=18dB」の規格値で計算することが求められており、回線設計が困難になることが見込まれるため、「XPICo：装置のXPICによる改善量で18dB、またはそれより高い実力値とする。」と変更することを提案する。	参考資料P33 簡易判定法の「XPICo」の記載を提案の記載内容とする。
13	■参考資料P33-34 表 8 熱雑音に対する所要C/N比 昨年度末時点の報告書案では定めることとなっていた「28.5MHzでの256QAM～2048QAM」 「36.5MHzでの256QAM～2048QAM」の注1表記の（）での数値（※括弧内は、電力系統保護用信号を含む場合の値）の記載が無くなったのはなぜか？ 50頁のC/Nの記載対象と平仄が合うのではと考えるため、（）での数値を記載（定める）必要があるのではないか？	
14	■参考資料P34-35 表 9 混信保護値 36.5MHzでの混信保護値についての条件のうち、電力系統保護用信号を含むと注釈している場合の（）の数字の記載が、第2回作業班で提示された資料から今回抜けているが、記載がなくなったのはなぜか。記載削除の理由次第だが、数値を設定する必要があるのではないか。	上記11の対応と同様。